

国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画

(平成28年度～平成35年度)

平成28年度

推進状況調査報告書

国立市

はじめに

国立市では、すべての人が性別にかかわらず、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができ
る男女平等参画社会を築くため、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を制定しました。条例の7つ
の基本理念に基づき、総合的且つ計画的に施策を推進していくため、「国立市男女平等・男女共同参画推進計画」（計画期
間：平成28年度～平成35年度）を策定し、本計画の中に包摂している「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計
画」と合わせて取り組んでおります。

この報告書は、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」の第9条に基づく年次報告書として、「国立
市男女平等・男女共同参画推進計画」に沿って平成28年度中に実施した各施策の具体的な事業実績及び評価を取りまとめ
たものです。

市では、本報告書の事業実績及び評価結果を活かして、計画の着実な推進を図るとともに、さらなる男女平等参画社会の
実現に向けて積極的に取り組んでまいります。今後ともご理解及びご協力をお願いいたします。

平成30年4月 国立市 市長室

目 次

	頁
第1章 国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画について	3
第2章 推進計画の体系図	5
第3章 推進状況調査の概要	6
第4章 推進状況調査結果	9
基本目標1	(課題1) 男女平等・男女共同参画の意識づくり (課題2) 固定的性別役割分担意識の解消 (課題3) ワーク・ライフ・バランスの推進
基本目標2	(課題1) 配偶者等からの暴力の防止 (課題2) 国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が 安心して暮らせる環境の整備 (課題3) 男女平等を阻害する要因の解消
基本目標3	(課題1) 性の違いに配慮した健康支援 (課題2) L G B T (セクシュアル・マイノリティ) の人々への支援
基本目標4	(課題1) 計画の推進体制の強化 (課題2) 市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり
第5章 参考資料	57

第1章 国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画について

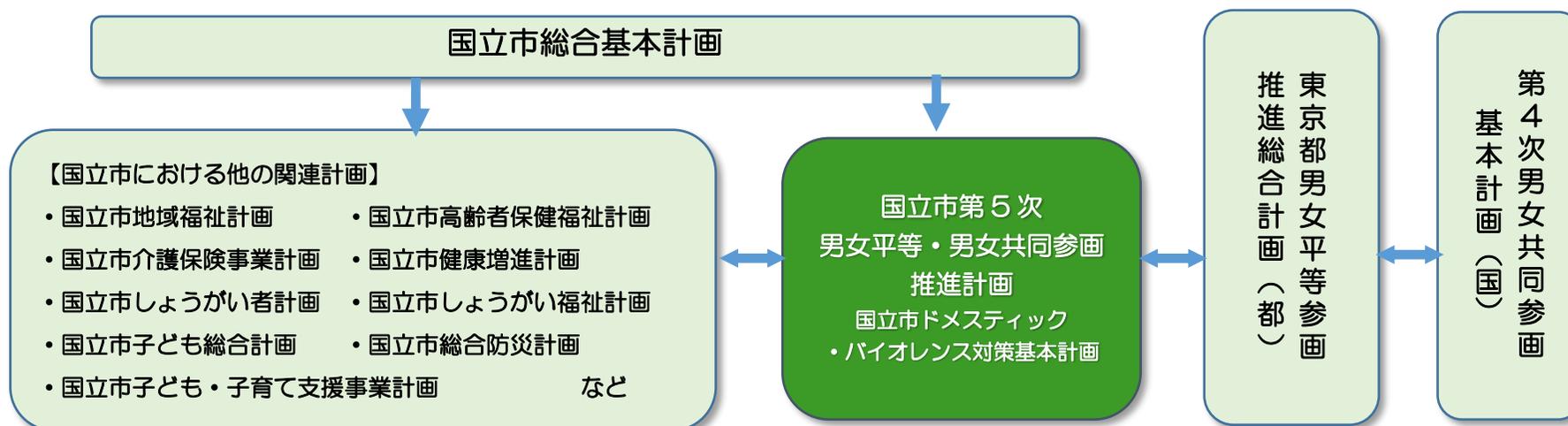
1. 計画の基本理念

「自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会の実現」

性別にかかわらず、すべての市民一人ひとりがお互いの人権を基本として、個性・能力・価値観・ライフスタイル・バックグラウンドなどを尊重し合い、自らの意思と責任により、職場・家庭・地域等の社会における多様な生き方の中から自分らしい生き方を選択できる社会を目指します。

2. 計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」とします。
- この計画は、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」第9条に定める推進計画です。
- この計画は、「国立市ドメスティック・バイオレンス対策基本計画（DV対策基本計画）」を包含しています。
- 「国立市総合基本計画」等関連する計画との整合性を保ち、総合的かつ計画的に推進するものです。



3. 計画の期間

「平成28年度」から「平成35年度」までの「8年間」です。

4. 評価指標と評価期間の設定

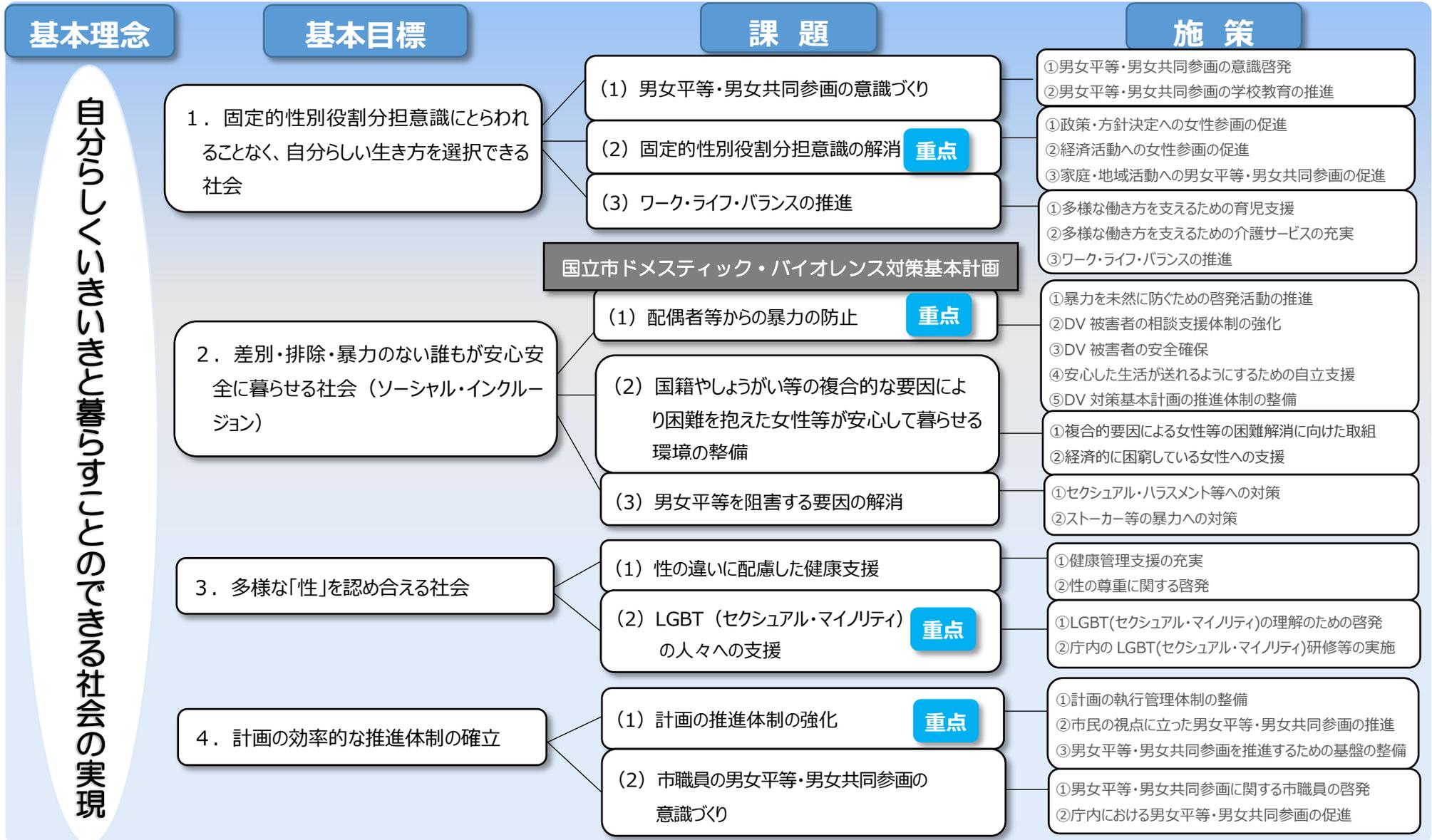
計画は、基本理念に基づく「基本目標」、それを実現するための「課題」、課題を解決するための「施策」に体系化されています。事前に課題ごとの評価指標を設定するとともに、計画の中間年度（平成31年度）と最終年度（平成35年度）における目標値を定めることで、それぞれの施策の達成状況を明確にします。施策の評価期間は、毎年評価を行う「単年度」、中間年度と最終年度に評価を行う「中期」、最終年度に評価を行う「長期」の3区分を設定しています。

5. 市における推進体制

「男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進員」を新設し、各課の横断的なネットワークを整備し、機動的かつ能率的な推進体制としていきます。



第2章 推進計画の体系図



第3章 推進状況調査の概要

1. 調査の目的

「国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画」（平成28年度～平成35年度）の進捗状況を明らかにし、各施策の着実な進行と実効性の確保を図るため、各年度の施策の実績について、各主管課の評価を含む推進状況調査の結果をとりまとめて公表します。

2. 調査の概要と流れ

施策について各主管課による自己評価（一次評価）を行った後、各課題について国立市男女平等推進会議による評価（二次評価）を行います。評価結果は各主管課にフィードバックし、次年度以降の取組に反映させていくことで進行管理をしていきます。なお、計画期間の中間年度（平成31年度）には、男女平等推進市民委員会とともに総合的な評価・点検と市民意識調査を行い、さらにその結果を本計画に反映させていきます。

平成28年度推進状況調査においては、評価期間が「単年度」の施策のみ評価対象としています。評価期間が「中間」「長期」の施策については、平成28年度は評価の対象としていません。

	区分	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
進捗状況調査	単年度	単年度評価	単年度評価	単年度評価	中間評価	単年度評価	単年度評価	単年度評価	最終評価
	中期				中間評価				最終評価
	長期								最終評価
市民意識調査					市民意識調査				

3. 評価指標

国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画の110施策（うち再掲施策11施策）について、主管課による施策ごとの達成度評価及び施策ごとの男女平等参画配慮度評価を行っています。

■（1） 施策の達成度評価

各主管課が、施策の進捗状況について当年度の事業実績と翌年度の事業予定を記載するとともに、以下の指標により、達成度評価を行います。

達成度評価	
A	適切に実施されている
B	実施されているが、さらに充実が求められる
C	実施されているが、十分でない
D	取組を行わなかった
—	評価不能（事業完了・隔年実施・実施準備中などのため評価できない）

■（2） 施策の男女平等参画配慮度評価

各主管課が、施策の進捗状況について当年度の事業実績と翌年度の事業予定を記載するとともに、以下の指標により、男女平等参画配慮度評価を行います。

男女平等参画配慮度	
A	男女平等参画推進に適切に配慮されている
B	男女平等参画推進に配慮されているが、十分でない
C	男女平等参画推進に配慮していない

■ (3) 課題の推進会議評価

国立市男女平等推進会議が、課題（10 課題）ごとに、次の評価基準に基づいて総合評価を行います。また、評価をした理由を記載するとともに、次年度以降に各課が効果的に施策の取組ができるよう、改善策等の提言等を提案しています。

推進会議評価	
◎	効果的な取組ができている場合
○	全体的に取組が図られている場合
△	ある程度の取組は認められるが一部課題がある場合
×	事業に取り組めていない、成果がない場合

【参考】

国立市男女平等推進会議

委員長	副市長
副委員長	政策経営部長
委員	行政管理部長
	健康福祉部長
	子ども家庭部長
	子ども家庭部参事
	生活環境部長
	都市整備部長
	都市整備部参事
	会計管理者
	教育次長
	議会事務局長

国立市男女平等推進会議 幹事会

政策経営部	収納課長
行政管理部	職員課長、防災安全課長、市民課長
健康福祉部	福祉総務課長、しょうがいしゃ支援課長
	高齢者支援課長、地域包括ケア推進担当課長、健康増進課長、健康づくり担当課長
子ども家庭部	児童青少年課長、子育て支援課長
生活環境部	まちの振興課長、環境政策課長
都市整備部	都市計画課長
教育委員会	教育指導支援課長、生涯学習課長、公民館長、くにたち中央図書館長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長

第4章 推進状況調査結果

基本目標 1 固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、自分らしい生き方を選択できる社会

■ 課題(1) 男女平等・男女共同参画の意識づくり

施策	事業名	概要	所管課	区分	評価期間	平成 28 年度事業実績	達成度評価	男女平等参画配慮度	平成 29 年度事業予定
1 (107)	男女平等・男女共同参画に関する啓発事業の全体調整	男女平等・男女共同参画社会を推進するためのセミナー等の開催について、関係各課の事業を把握し、全体調整を行う。	市長室	新規	単年度	推進計画の進捗状況調査を通じて、関係各課の事業把握を行うための準備を行った。	A	A	平成 29 年度より毎年、推進計画の進捗状況調査を実施することにより、関係各課の事業を把握し、全体調整を行っていく。
2 (39) (92)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	拡充	単年度	①生活のための日本語講座(5月～3月まで年間を通して実施)②女性の生きかたを考える講座(全11回)を保育付で実施。保育利用者は①4名②5名	B	B	年間を通して、保育を必要とする公民館主催事業において保育活動を行う。より参加が増えるよう広報活動も工夫をしていく。
3 (40) (93)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室	拡充	単年度	男女平等啓発イベントの情報等を市ホームページ及び市ツイッターで発信した。併せて、都主催のイベント(女性の人権ホットライン等)を市報に掲載、近隣他市のイベントのチラシ・ポスターを市役所に掲示、配架を行った。	A	A	引き続き、近隣他市や関連団体のイベント等について、多様なツールで情報発信を行っていく。

			生涯学習課			東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行った。	B	B	引き続き、東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行う。
			公民館			市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。	A	A	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。
			図書館			市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。男女平等・男女共同参画に関する図書を購入し、市民に貸出等を行った。	B	B	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。男女平等・男女共同参画に関する図書を購入し、市民に貸出等を行う。
4	男女平等・男女共同参画に取り組む団体の支援	男女平等・男女共同参画に関する学習等から生まれた自主的な学びのサークル・団体が、継続的に活動できるよう支援する。	公民館	拡充	単年度	自主学习サークル・団体の活動の場として、公民館施設の貸し出しを行ってきた。総利用団体数延べ 5511 団体。	B	A	自主学习サークル・団体の活動の場として、公民館施設の貸し出しを行っていく。
			市長室			小金井市・狛江市・国立市で構成する多摩3市男女共同参画推進共同研究会において、年2回市民交流会を実施し、男女平等参画に関心のある市民が交流し、継続的且つ自主的な活動グループとなるよう活動を支援した。	A	A	多摩3市男女共同参画推進共同研究会において、小金井・狛江市・国立市の各市に新たに市民サポーターを設け、市民サポーター同士の自主的な活動グループとなるよう活動支援を行っていく。

5	人権尊重教育推進委員会の開催	人権尊重教育推進上の課題を把握すると共に、男女平等の視点を踏まえ、各校における人権教育を充実させるための知見を共有する。	教育指導支援課	継続	中期	各校の人権教育推進委員 11 名と校長会・副校長会代表、担当指導主事の計 14 名で構成し、年間 3 回、各学校における人権教育推進計画や人権教育に関わる授業実践、フィールドワークを行った。			平成 28 年度同様の計画で進めている。 推進委員会 14 名 年間 3 回実施 人権教育推進計画、授業実践、人権尊重教育推進校中間発表への参加
6	男女平等・男女共同参画を推進するための教員研修の実施	教員の男女平等意識の形成を図るために、男女平等に関連するテーマや LGBT(セクシュアル・マイノリティ)などの新たな課題に関する教員研修を実施する。	教育指導支援課	拡充	単年度	各校の人権教育推進委員が中心となり、夏季休業日等を活用して進める校内研修の中で、必要に応じて研修課題として取り上げ実施した。	B	B	平成 28 年度同様の計画で進めている。 LGBT の特別な対応が必要な児童・生徒が在籍する学校では、研修課題として複数回取り組んでいる。
7	学校における固定的な性別役割意識にとらわれない進路指導の実施	児童・生徒の男女平等観の形成を図るとともに、性別にとらわれずに個人のもっている能力・適正を活かすよう進路指導の推進・充実を図る。	教育指導支援課	継続	単年度	各校のキャリア教育や職場体験学習を通して、性別等によらない進路選択についての指導を進めた。 職場体験学習 3 日×3 校	A	A	平成 28 年度同様の計画で進めている。 職場体験学習 3 日×3 校
8	性教育の実施と関係機関の連携	学校と家庭、地域の医療・保健機関と積極的な連携を図り、全教育活動を通じて、性を正しく理解し自己の性に対する認識を確かにする と共に、性感染症に関する指導の充実を図る。	教育指導支援課	継続	単年度	各校で学校保健委員会の開催や保健だより等で、保護者・地域等へ健康教育に関する理解・啓発を進めた。中学校保健体育保健分野の学習をとおして、性感染症に関する指導を進めた。	B	B	平成 28 年度同様の計画で進めている。

基本目標1 - 課題(1)	評価
男女平等・男女共同参画の意識づくり	◎

評価理由及び改善策等の提言

男女平等・男女共同参画の意識づくりについては、家庭、学校、職場、地域等のさまざまな場所での取組が必要と考えられ、効果測定が難しいチラシ・ポスターの配布・配架による啓発・情報提供についても、各所管課は引き続き継続的に実施されたい。また、施策4「男女平等・男女共同参画に取り組む団体の支援」については、特に女性のエンパワーメント推進に寄与する活動を行った団体等を市が表彰するなど取組への工夫を期待したい。また、生涯を通じて男女平等・男女共同参画の意識をはぐくむため、地域全体で生涯学習の視点からも積極的な推進を期待したい。

【参考 指標①】

基本目標1 - 課題(1)		現状	H31 年度	H35 年度	
①	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「そうは思わない」という人の割合(%)	56.6% (H27 年度)	65.6%	74.6%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・社会経済情勢の変化を考慮し、前回調査(平成 22 年実施)からの増加率(6%)の 1.5 倍(9%)を 4 年ごとに加算する。

■ 課題(2) 固定的性別役割分担意識の解消

施策	事業名	概要	所管課	区分	評価期間	平成 28 年度事業実績	達成度評価	男女平等参画配慮度	平成 29 年度事業予定
9	審議会等における男女比率の調整	市政に男女の意見や視点を平等に反映させるため、委員全体に占める性別比率が男女ともに 30% 以上になるように努める。	政策経営課	拡充	単年度	平成 28 年 4 月に国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱を制定し、市が所管する審議会等のうち、委員の性別比率が男女ともに 30% 以上となるよう努めた。 上記の基準を満たしている審議会等の割合は平成 28 年度実績で 33% となっており、平成 27 年度の 42% より実績が低下している。	C	B	引き続き審議会等の委員の性別比率が男女ともに 30% 以上となるよう努めていく。
10	男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進	性別によるニーズの違い等を踏まえ、発災時の様々な事象に対応するため、災害対策への女性や LGBT の人々の参画を促進する。	防災安全課	新規	中期	平成 28 年度未実施。			減災対策推進庁内検討会において女性メンバー 2 名を指名し、市の地域特性に応じた減災対策の検討を進めている。
11 (109)	誰もが働きやすく管理職を目指しやすい職場づくり	職場において多様な価値観を認め合いながら、個人が過剰な負担を感じることはないよう、ディーセントワーク、ワーク・ライフ・バランスを実現する。	職員課	新規	中期	各課への時間外ヒヤリングやワークライフバランスデーの実施等により、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。 平成 28 年度年次有給休暇取得率: 33.2%			引き続き取組を進めるとともに、更なる課題の発見に努め、現状で不足している制度の新設等を検討する。

12	就職・再就職のためのセミナーの実施	女性の知識の習得や技術の向上を目的として、保育付きの就職・再就職セミナー等を開催し、女性の就職を支援する。	まちの振興課	拡充	単年度	平成 28 年 11 月 9 日(水)に「マザーズセミナー in 国立 働きたい女性のための準備講座」をハローワークから講師を派遣してもらい、くにたち福祉会館において実施した。参加者数は、9 名(うち 4 名託児利用)	A	A	平成 29 年 10 月 12 日(木)に「女性のための再就職支援セミナー & 個別相談会」をくにたち福祉会館において、東京しごとセンター多摩と共催する。託児付き。
13	託児付き講座・セミナー等の実施	女性の就職を促進するための情報、職業訓練情報、非正規労働者の労働条件の向上のための情報等の提供を行う。	まちの振興課	拡充	単年度	平成 28 年 11 月 9 日(水)に「マザーズセミナー in 国立 働きたい女性のための準備講座」をハローワークから講師を派遣してもらい、くにたち福祉会館において実施した。参加者数は、9 名(うち 4 名託児利用)	A	A	平成 29 年 10 月 12 日(木)に「女性のための再就職支援セミナー & 個別相談会」をくにたち福祉会館において、東京しごとセンター多摩と共催する。託児付き。
14	起業への支援	年齢やキャリア、または育児・介護の有無等に関係なく、起業を希望する女性を支援するため、情報提供や開業資金の融資のあっせん、コンサルタントの派遣、セミナー等を実施する。	まちの振興課	拡充	単年度	平成 28 年度は窓口相談で 4 名、創業支援セミナーに 4 名の女性起業希望者がおり、計 8 名に対して市・都の融資制度、補助制度(起業プランサポート事業補助金)、その他創業関係の情報提供を行った。結果、窓口相談に来た 4 名中 2 名が市の融資制度を利用し起業に至っている。	A	B	平成 29 年 10 月 21 日(土)に、女性の創業支援を生業とする方を講師に迎え起業支援セミナーを開催する。また、例年同様窓口対応、起業プランサポート事業、開業融資制度等も継続して行っていく。
15	就労相談窓口の紹介	就労支援を実施している庁内の部署と連携を行い、ハローワークや東京しごとセンター等の専門の相談機関に適切につなぐ。	まちの振興課	拡充	単年度	随時、来庁者に対して窓口を案内している。また、市報にハローワークや東京しごとセンター等の窓口案内記事を掲載した。	B	B	随時、来庁者に対して窓口を案内していく。また、市報にハローワークや東京しごとセンター等の窓口案内記事を掲載していく。

			子育て支援課			就労相談窓口の紹介としては、月に1度開催の出張ハローワークを紹介。	B	A	左記事業の継続。相談者の就労意欲を高める支援の展開。
16 (80)	企業等への女性の就職促進の働きかけ	女性の就職を促進するため、誘致企業等との関係性を基に市内企業等に対して個別に働きかけを行う。また、公共調達に参加する企業等に対し、女性の積極的な活用を勧奨していく方法について調査検討する。	市長室	新規	中期	平成28年度未実施。			ハローワーク等と連携して、女性の就職支援事業の実施を検討していく。
			総務課			平成28年度未実施。			女性の積極的な活用を勧奨していく契約制度について、他自治体の動向を調査していきたい。
			まちの振興課			東京都等から来る「企業等への女性の就職促進の働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置した。			東京都等から来る「企業等への女性の就職促進の働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置していく。
17	家事・育児などの男性参画の促進	家庭生活における男女の平等と自立を進めるため、家事、育児等の学習機会を男性が参加しやすい形で提供し、男女平等意識の高揚に努める。	子育て支援課	拡充	単年度	託児付ではないが、親子参加を基本としたパパ講座「乳幼児のいる家庭の防災について考える」と「パパ座談会」を実施。参加者11組、先輩パパ親子4組の事業協力あり。定員に満たなかったこともあり、周知方法や内容に工夫の余地がある。また、他の事業についても男性の参加が可能であるものについてはアピールをしていく必要がある。	B	B	12月2日(土)午前、福祉会館にて、パパ講座「乳幼児のいる家庭の防災について考える」と「パパ座談会」を実施予定。

18	介護などの男性参画の促進	家庭における男女平等と自立を進めるため、介護等の学習機会を男性が参加しやすい形で提供し、男女平等意識の高揚に努める。	高齢者支援課	拡充	単年度	家族介護支援事業実施・キネスティック講習会 5 回・家族介護支援講座 2 回・陽だまりの会 4 回	A	A	家族介護支援事業として実施・キネスティック講習会・家族介護支援講座・陽だまりの会。
19	公共施設の設備の見直し	公共施設において、男性がおむつ替えをできる場所を確保する等、男性が育児にかかわる環境を整備する。	建築営繕課	新規	長期	平成 28 年度未実施。			1 施設有：国立駅東側高架下市民利用施設。
			総務課			庁舎では、旧自動販売機を設置していたスペースにおむつ替えのできるベビーベッドを設置した。			実施完了。
20	子どもと出かけるための公園情報等の提供	女性だけでなく男性も育児にかかわりやすいよう、公園情報等をわかりやすく提供する。	環境政策課	新規	中期	・他課の発行する公園マップ、ウォーキングマップへの内容提案及び文面の作成。 ・公園使用申請手順の配布資料を改版。 ・民間団体の発行する広報誌への公園紹介記事作成。			・HP の公園情報ページの充実(既存ページの統廃合による情報整理、各公園の特色や詳細な施設情報の掲載、父子で遊びやすい公園の提案。)
21	地域コミュニティや NPO 等への男女共同参画の推進	自治会や NPO 等に対して男女平等に関する情報提供等を行い、男女(特に若者)の積極的な参画を働きかける。	まちの振興課	継続	単年度	自治会・町内会等への加入について、チラシ配布した。また、NPOについては、機関誌等により啓発を図った。	B	B	自治会・町内会等への加入についてのチラシ配布を引き続き行う。また、NPOについては、機関誌等により啓発を図る。

22	市民・各種団体・事業者等への働きかけ	市民団体等と連携し、地域における男女平等・男女共同参画意識の醸成を推進する。	市長室	継続	単年度	A	A	多摩3市男女共同参画推進共同研究会において、小金井・狛江市・国立市の各市に新たに市民サポーターを設け、市民サポーター同士の自主的な活動グループとなるよう活動支援を行っていく。
			まちの振興課			B	B	民間団体連携について実施方法等の検討を進める。
23 (110)	市の男性職員の育児休業取得の促進	子の出生時における男性の休暇取得促進のロールモデルとしての役割も期待し、市の男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備する。	職員課	新規	単年度	B	A	引き続き制度の周知を行うとともに、対象者への声かけなど、育児休業取得促進に向けて更なる取り組みを行う。
								新規取得対象者9名のうち2名が育児休業を取得し、取得率は約22%であった。育児休業の他、平成27年度に新設された男性の取得できる出産関連休暇について、制度の周知及び個別の声かけを行った。 平成28年度男性職員の育児休業取得平均日数188.5日

基本目標1 - 課題(2)	評価
固定的性別役割分担意識の解消	○

評価理由及び改善策等の提言

施策9「審議会等における男女比率の調整」については、要綱を制定したにも関わらず委員の性別比率が低下している点が憂慮される。審議会委員の任期は複数年にわたる場合が多く、早急な数値の改善は難しいことが予測され、改選または新規の審議会設置の際に要綱の周知を徹底されたい。また、施策21「地域コミュニティや NPO 等への男女共同参画の推進」の、自治会・町内会における男女平等の啓発について、より積極的な取組を期待したい。指標④の市防災会議の委員に占める女性の割合を平成 31 年度に 21%、平成 35 年度に 30%とすることを目指し、施策 10「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進」の取組について、今年度は評価対象ではないが計画的な推進を図られたい。

【参考 指標②③④】

基本目標1 - 課題(2)		現状	H31 年度	H35 年度	
②	市が所管する審議会等のうち、性別比率が男女ともに 30%以上になっている審議会等の割合(%)	42.0% (H27 年度)	66.0%	90.0%	・過去 3 ヶ年の平均年間伸び率(6.25%≒6%)を 1 年ごとに加算する。
③	男性の育児休業取得率(%)	5.5% (H27 年度)	13.0%	20.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・国の平成 32 年における目標値(平成 32 年に 13.0%)と市の現状値との差(7.5%≒7%)を 4 年ごとに加算する。
④	市防災会議の委員に占める女性の割合(%)	12.0% (H27 年度)	21.0%	30.0%	・現状(12.0%)と国の目標値(平成 32 年度に 30%)を参考に、その差(18%)の半分(9%)を 4 年ごとに加算する。

■ 課題(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	事業名	概要	所管課	区分	評価期間	平成 28 年度事業実績	達成度評価	男女平等参画 配慮度	平成 29 年度事業予定
24	託児付き講座・セミナー等の実施	育児中の親が講座や講演会等に参加しやすいよう、託児サービスを付けた企画とする。	市長室	拡充	単年度	男女共同参画週間イベント及び男女平等参画啓発イベントにおいて、託児を実施した。	B	A	引き続き講座や講演会等を行う際に託児サービスを実施する。
25	保育所入所待機児童の解消	働きたい人が育児のために離職することなく、子育てをしながら働くことができる環境を整える。	児童青少年課	拡充	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・中央線高架下に平成 28 年 4 月 1 日、認可保育所の「きたひだまり保育園」(0～2 歳対象、定員 27 人)が開設された。 ・また、同じく平成 28 年 4 月 1 日に認可保育所「さゆりNursery」が 0 歳から 5 歳まで幼児教育・保育を一貫して提供する幼保連携型認定こども園に移行した。 ・①平成 29 年 1 月から定員 19 人の小規模保育所(あじさい保育園)が開園。保育所の整備や運営費の補助を実施した。②認証保育所 1 園の平成 29 年 4 月からの認可化に向けて移行の支援を実施した(定員 27 人増)。⇒しかしながら、保育需要の伸びは大きく、更なる定員拡大を図っていく必要がある。【待機児童の推移(旧定義)】H26.4.1:88 人、H27.4.1:119 人(+31 人)、H28.4.1:109 人(-10 人)、H29.4.1 : 125 人(+16 人) 			<ul style="list-style-type: none"> ①平成 30 年 4 月に認可保育所 1 園の開園に向けた取組(周辺住民等への説明・都の児童福祉審議会への計画承認申請・園舎建設工事への支援等)を実施予定。 ②市内保育所(私立)において実施する定員拡大のための施設改修を支援予定。 ③平成 31 年 4 月に認可保育所 3 園の開園を目指し、公有地を活用した新設を 2 か所、地域を限定した提案型公募による新設 1 か所の事業者募集を実施予定。【待機児童の解消目標】H31.4.1 0 人

26	多様な保育需要に対応する保育体制の整備	多様な保育需要に対応する保育体制の充実を図るため、病後児保育、延長保育、しょうがい児保育、一時保育を更に充実する。	児童青少年課	拡充	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育については、『第三次国立市子ども総合計画』及び『国立市子ども・子育て支援事業計画』において示しているとおり、利便性の確保から2か所目の設置を検討した。平成28年度は南武線沿いのエリアにおいて、病児・病後児保育の実施意向のある事業者より相談があり、設置に向けて調整を続けていたが、条件が整わず開設に至らなかった。 ・延長保育については、市内の認可保育所全園において実施している。平成28年度の月極利用は、2,805人、延べ30,567件、一日利用は、1,849人、延べ3,988件となった。 ・しょうがい児保育については、市内の保育所全園にて受入れている。 			<ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育については、引き続き2か所目の設置を検討。 ・延長保育については、引き続き市内全園で実施。なお、平成29年に認可化した保育所においても実施。今後、新設する保育所においても実施予定。 ・しょうがい児保育については、引き続き全園において受入れを進めるとともに、安心して入所いただけるように、平成30年度入所予定児童の入所事務から、専門員を配置し、より丁寧に聴き取りをするなかで実施していく予定。また、公私立合同でしょうがい児・アレルギー児への対応についてワーキンググループを設けて議論をしていく予定。
			子育て支援課			一時保育については、国立あゆみ保育園、きたひだまり保育園にて実施。2園の合計で述べ3,343件の利用があった。			前年度同様。
27	放課後子ども総合プランの推進	保育を必要とするすべての児童を対象に、多様な居場所(学童保育所、放課後子ども教室、児童館等)を整備して充実を図り、子育てをしながら働くことができる環境を整える。	児童青少年課	拡充	中期	平成30年度及び31年度の2ヵ年計画で小学生全学年を対象とした学童保育所を整備する方針について検討した。入所児童数が定員を大幅に超えた本町学童保育所については、今後の受入れ対象学年の引上げにも対応できるよう、増設工事を施工した。放課後子ども教室の雨天時実施の拡充を実施した。			受入れ学年の拡大に伴う学童保育所の整備方針を策定する。方針に基づき、30年度及び31年度に実施するための事前準備(備品購入等)を行う。

28	子どもの総合相談窓口の開設	妊娠から出産、子育てに関する総合相談を実施し、子育て情報の提供や子育てサービスの案内、他部署と連携した支援を行う。	子育て支援課	新規	中期	平成 29 年 7 月の「くにたち子育てサポート窓口（くにサポ）」開設を目指して、運営内容・組織体制等を検討して、準備をすすめた。			平成 29 年 7 月に「くにたち子育てサポート窓口（くにサポ）」を開設する。庁内他部署、及び地域関係機関との更なる連携を図る。
29 (87)	母子保健に関する相談・訪問相談の実施	母体と乳幼児の健康管理のために、母子相談を充実し、指導、助言を行う。また、親の育児能力を育成することを主眼にし、育児相談等を充実する。	健康増進課	継続	単年度	育児相談利用者数(延べ数) 保健センター 12 回/年、1,458 人 北市民プラザ 4 回/年、66 人	A	A	平成 29 年 7 月、組織改正により子育て支援課に母子保健事業を移管する。母子手帳交付時に保健師と面接をする。
30 (88)	母子保健に関する講座・セミナーの実施	母親となる女性だけでなく父親となる男性に対して、妊娠・出産への理解や子育てについて講座等を実施して積極的な参加を促す。	健康増進課	継続	単年度	楽しい子育てプログラム 3 回/年、18 名参加	A	A	平成 29 年 7 月、組織改正により子育て支援課に母子保健事業を移管する。土曜日開催をはじめ。
31	妊婦・乳幼児健康診査の実施	妊娠・出産期から子どもの乳幼児期を対象にした健康診査及び保健指導を実施し、病気等の予防や健康管理体制の充実を図る。	健康増進課	継続	単年度	乳幼児健診受診率:乳健 96.7%、1.6 健 96.5%、3 健 95.3% 妊婦健診超音波健診の年齢制限の撤廃、HIV・子宮頸がん検診の追加	A	A	平成 29 年 7 月、組織改正により子育て支援課に母子保健事業を移管する。
32	ファミリー・サポートセンターの利用促進	市民による相互支援活動としてファミリー・サポートセンターを充実させ、子育て支援の輪を広げる。	子育て支援課	拡充	単年度	HP の掲載内容の見直し、子ども家庭支援センター情報紙への事業紹介を定例化。各種主催事業での紹介や各関係機関等への周知依頼。支援会員 165 名、利用会員 931 名、両方会員 19 名、延べ活動件数 2,568 件。	A	A	基本は、昨年同様。 例年は、利用会員・支援会員対象に行っている交流会「お楽しみ会」を、今年は PR を兼ね会員以外の参加も可能とした。

33	産後等における支援サポーターの利用促進	産前・産後、または何らかの事情で、育児支援を必要とする家庭にサポーターを派遣し育児の手助けをする。	子育て支援課	継続	単年度	HPの掲載内容の見直し、子ども家庭支援センター情報紙への事業紹介を定例化。各種主催事業での紹介や各関係機関等への周知依頼。派遣依頼者26名、延べ活動日数223日	A	A	基本は、昨年同様。
34	児童館活動の推進	地域の中における児童館の活動と、利用ニーズに対応する施策の展開を図る。	児童青少年課	継続	単年度	3学期の試験前に中高生向けの学習場所の提供を試行。中央児童館にて5日間で延べ20名が参加。 西地域では地域活動「西のまち会議」に参加。地域との連携を深めている。 地域の親子参加プログラム「おはようコケッコー」は各館32回実施。述べ2,069組の親子が参加。	A	A	学習場所の提供を学期ごとの試験前に実施。 子育て世代、子どもたちともに相談機能の強化。相談記録簿の作成、利用。 おはようコケッコーの内容の充実を図る。
35	発達課題やしょうがいのある児童の相談支援の実施	発達の課題やしょうがいのある児童の保護者が相談できる窓口と、支援に関する連携体制の充実を図る。	子育て支援課	拡充	単年度	実施継続中。	A	A	基本は、昨年同様。
			しょうがいしゃ支援課			児童発達支援や放課後等デイサービス等しょうがい児の通所事業の利用相談を受け、平成28年4月1日時点で107件の支給決定をしている。その後年間で約20件の支給量増があった。107件のうち、発達障害の診断がある児童は21件。事業所間の連絡会については実施しなかった。	B	A	通所の支給決定については前年度と同様に実施。児童発達支援の市内事業所増によりさらなる支給量増が見込まれる。放課後等デイサービスについて今年度連絡会実施予定。また議会陳情を機に、両親が働く家庭のために放課後等デイサービスに学校長期休暇中のタイムケアを創設予定。

			教育指導支援課			発達に課題のある児童・生徒の個別の教育ニーズに応じた支援が提供できるよう就学先に関する相談を進めた。(相談件数 141 件)	A	A	平成 28 年度同様の計画で進めている。
36	介護サービスの利用促進	介護サービスを利用し易くするため、広報等による情報提供を強化する。また、制度の内容についても、市民に対して丁寧に説明していく。	高齢者支援課	拡充	単年度	趣旨普及費 87,048 円 介護保険べんり帳増刷	A	A	介護保険べんり帳増刷
37	介護サービス体制の整備	介護の担い手の負担を軽減するとともに、高齢者が自立した日常生活を営めるよう介護サービスを充実させる。	高齢者支援課	拡充	単年度	介護保険サービスの給付 介護給付費 4,566,478,938 円	A	A	介護保険サービスの給付
38	しょうがいしゃ支援の実施	介護の担い手の負担を軽減するとともに、しょうがいしゃが自立した日常生活を営めるよう支援する。	しょうがいしゃ支援課	拡充	単年度	介護給付費・訓練等給付費の支給により、介護を外部化できている。平成 28 年度給付費支出 19 億円以上。毎年微増の傾向。	A	A	継続して実施。
39 (2) (92)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	拡充	単年度	①生活のための日本語講座(5 月～3 月まで年間を通して実施)②女性の生きかたを考える講座(全 11 回)を保育付で実施。保育利用者は ①4 名②5 名	B	B	年間を通して、保育を必要とする公民館主催事業において保育活動を行う。より参加が増えるよう広報活動も工夫をしていく。

40 (3) (93)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室	拡充	単年度	男女平等啓発イベントの情報等を市ホームページ及び市ツイッターで発信した。併せて、都主催のイベント(女性の人権ホットライン等)を市報に掲載、近隣他市のイベントのチラシ・ポスターを市役所に掲示、配架を行った。	A	A	引き続き、近隣他市や関連団体のイベント等について、多様なツールで情報発信を行っていく。
			生涯学習課			東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行った。	B	B	引き続き、東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行う。
			公民館			市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。	A	A	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。
			図書館			市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。男女平等・男女共同参画に関する図書を購入し、市民に貸出等を行った。	B	B	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。男女平等・男女共同参画に関する図書を購入し、市民に貸出等を行う。
41	ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業等への働きかけ	従業員の長時間労働慣行の改善や育児・介護休業等の取得が進むよう、事業者働きかけ。	市長室	新規	中期	平成 28 年度未実施。			(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の設置に伴い、企業等への働きかけを実施していく予定である。

			総務課		総合評価方式実施ガイドラインに基づき、業者への技術評価項目に子育て支援制度の導入を設けている。また、工事の施工にあたり、行政管理部総務課長通知により事業者へ安全衛生、その他労働環境の改善について通知を行っている。			予定なし。
			まちの振興課		東京都等から来る「ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業等への働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置した。			東京都等から来る「ワーク・ライフ・バランスを推進するための企業等への働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎 1 階や関連施設に設置していく。

基本目標1 - 課題(3)	評価
ワーク・ライフ・バランスの推進	○

評価理由及び改善策等の提言

参考の指標⑤の目標達成を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進は、市の取組のみによる達成は困難であり、社会全体における底上げが必要であるが、特に地域の事業者等の協力が不可欠と考えられる。ワーク・ライフ・バランスの推進施策については庁内各課でこれまでも取組を実施してきたところであるが、地域の事業者及び経営者向けの啓発活動、保育施設等の社会資源の整備など多岐にわたる施策を継続的に実施するよう努力されたい。多様な働き方を支える子育てしやすいまちづくり推進については、地域の事業者と連携し、現状として市内で不足している授乳やおむつ替えができるスペースの整備に向けて対応を図られたい。

【参考 指標⑤】

基本目標1 - 課題(3)		現状	H31 年度	H35 年度	
⑤	平日の1日のうち、仕事・学業に費やす時間が平均12時間以上の人の割合(%)	8.5% (H27 年度)	6.5%	4.5%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・国の目標値(平成32年に5.0%)を参考に、現状値のおおよそ半減を目標とする。

基本目標 2 差別・排除・暴力のない誰もが安心安全に暮らせる社会（ソーシャル・インクルージョン）

■ 課題(1) 配偶者等からの暴力の防止

施策	事業名	概要	所管課	区分	評価期間	平成 28 年度事業実績	達成度評価	男女平等参画配慮度	平成 29 年度事業予定
42	DV に関する意識啓発の実施	DV に関する認識を高め、加害者にも被害者にもならないために、ポスター、リーフレット、啓発イベント等により意識の醸成に努める。	市長室	拡充	単年度	年間を通じて、DV・デートDV に関するポスター、リーフレット等の掲示、配架を行う等の啓発活動を行った。	C	B	引き続き、年間を通じてリーフレットや相談先カードの掲示、配架を行う。配布先について、より手にとり易いように配慮する。
			子育て支援課			庁内及び関係各所へポスター・リーフレットの掲示・配布を行い、且つ個別に周知した。	C	B	平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。
43	若年世代への DV に関する意識啓発の実施	若年世代を対象にした、DV やデートDV について、イラスト等を多用した分かりやすいパンフレットの配布やイベント等による意識啓発を実施する。	市長室	新規	単年度	年間を通じて、DV・デートDV のリーフレットや相談先カードの配布及び配架を行う等の啓発活動を行った。	B	B	引き続き、DV・デートDV に関するリーフレットや相談先カードの配布・設置を実施。
44	関係機関(者)への研修の実施	民生委員、児童委員、人権擁護委員、教員等の関係機関(者)への DV 研修の実施。	市長室	新規	中期	平成 28 年度未実施。			民生児童委員、人権擁護委員、教員等の関係機関へ向けた DV 研修の実施について検討を行う。

45	女性総合相談体制の整備	女性の総合相談体制の構築を図り、DV 相談をはじめとして女性がワンストップで相談でき、適切な部署や関係機関、民間支援団体につながることのできる体制を整備する。	市長室	新規	単年度	市長室に男女平等・女性支援担当の窓口を設置するために関係各課等の調整を行った。	B	B	女性の総合相談体制を図るため、平成 29 年4月より男女平等・女性支援担当の窓口を設置し、民間団体との連絡会等を通じ、連携の強化を図る。
46	相談業務に関する関係機関、専門家との連携	DV に関する相談について、関係部署や関係機関、専門家等と連携し、迅速な対応が実施できるよう充実を図る。	子育て支援課	拡充	単年度	年4回のスーパーバイズ研修の実施、職員の資質向上及び具体的事例の検証を行った。	B	A	平成 29 年4月に事業を市長室に移管する。
			市長室			DV等の相談に関してスーパーバイズを年間 4 回実施した。	B	B	DV等の相談支援について年間4回スーパーバイズを実施し、具体的事例の検証を通して支援体制の強化を図る。
47	夜間相談窓口の実施	開庁時間に相談できない人のために夜間の時間帯に外部専門相談員による相談窓口を実施する。	子育て支援課	拡充	単年度	相談件数 7 件、利用人数 2 名。月に 2 回実施。	C	A	経年的に利用者が僅かである。平成 30 年度の駅高架下に開設される女性相談等への吸収・発展的解消を検討。
48	市職員向け DV 対応マニュアルの作成	DV に関する市職員向け対応マニュアルを作成し、全職員に対応方法等の周知理解を図る。	市長室	新規	中期	平成 28 年度未実施。			DV対応マニュアルの作成に向けて検討を行う。各市の取り組みについて情報収集を実施する。
			子育て支援課			個別ケースの対応時に関係部署に統一的対応を周知し、連携を図った。			平成 29 年4月に事業を市長室に移管する。

49	男性のDV 被害者への相談体制の検討	DV 被害者支援は、被害者を女性に限定した支援策が一般的であるが、今後、男性被害者への相談支援方法を検討する。	市長室	検討	長期	平成 28 年度未実施。			DV被害を受けた男性の相談支援は福祉総合相談係で実施するが、対応方法等を市長室のDV担当所管と共有し進行する。
50	配偶者暴力相談支援センター機能の設置検討	配偶者暴力相談支援センター機能の設置について検討する。	市長室	検討	中期	配偶者暴力相談支援センター機能の設置について、東京都が開催する研修会に参加し、他自治体の事例等について学んだ。			引き続き、配偶者暴力相談支援センター機能の設置について、他市の例の調査等により、導入するかどうか検討をしていく。
			子育て支援課			東京都が開催する研修会に参加し、配偶者暴力相談支援センター導入の可能性について検討を行った。			平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。
51	女性等緊急一時保護施設の確保と一時保護支援	暴力を受け、身体等の安全を確保する必要がある女性等に対して、保護施設を確保し、一時的に宿泊施設等に保護するための支援をする。	子育て支援課	継続	単年度	対応ケース 1 件 定期的及び必要時に応じた協議を実施。	A	A	平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。

52 (83)	被害者情報及び支援情報の保護	DV やストーカー行為等の被害者情報や支援情報を住民票の閲覧制限等により全庁的に保護し、被害者の安全を確保する。	市長室	拡充	単年度	必要時に関係部署と連携して、DV やストーカー行為等の被害者情報の保護に努める。また、関係部署が必要な措置を行うことができるよう支援を実施する。	A	A	引き続き、関係部署と連携して、DV やストーカー行為等の被害者の保護に努める。マイナンバー制度による庁内連携のあり方を検討し、周知する。	
			子育て支援課				必要時に関係部署と連携して、DV やストーカー行為等の被害者情報の保護に努める。また、関係部署が必要な措置を行うことができるよう支援を実施する。	A	A	平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。
			市民課				117 人について DV やストーカー行為等の被害者情報や支援情報を住民票の閲覧制限等を行った。	A	A	前年同様、被害者の方々について確実に支援していきたい。
53	加害者からの追及を免れるための被害者情報保護を目的とした庁内連携体制の構築	被害者に対する加害者の追及が巧妙化しており、被害者の居所情報が漏洩しないよう庁内連携を強化する。また加害者来庁時の被害者と市職員の安全を確保する。	市長室	新規	単年度	DV・ストーカー被害者等について、市民課と情報共有し窓口へ適切につなぐ。	A	A	DV・ストーカー被害者等について、市民課と情報共有し窓口へ適切につなぐ。男女平等参画兼DV対策推進連絡会等を通して意識啓発をする。	
			子育て支援課			連絡会等を通して関係部署が必要な措置を行うことができるよう支援し、庁内の統括を図る。	B	A	平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。	
54	被害者の個別の状況に合わせた支援施策の実施	被害者の個別の状況に合わせ、相談員による同行支援等を通して自立に向けた支援を実施する。	子育て支援課	拡充	単年度	庁内外の団体等と連携を強化して対応した。	B	A	平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。	

55	被害者の精神的なケアの実施と機関連携	被害者の心理的な支援として、カウンセリングの実施や医療機関の情報提供及び連携等を図る。	子育て支援課	拡充	中期	被害者に医療機関の情報提供を行い、同行受診等の支援を行った。			平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。
56	子どもの自立支援施策の充実	DV の目撃等は児童虐待であり、関係機関とも連携し、心のケアや自立に向けた支援を実施する。	子育て支援課	拡充	単年度	ケース会議等を通じて、児童の適切な養育環境を考えた支援を行った。	B	B	平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。
			教育指導支援課			定例の校長会・副校長会における情報提供、各校における校内研修をとおして、早期発見・対応や関係機関との連携に係る教員の資質向上を図った。	A	A	平成 28 年度同様の計画で進めている。
			福祉総務課			DV 支援を行う際、児童がいる場合は速やかに子ども家庭支援センターと情報共有をし、児童への適切な支援が実施できるように、配慮する。	B	B	子ども家庭支援センターをはじめ子育て支援係等と情報等共有をし、世帯内の児童へ適切な支援がなされるように配慮する。
57	弁護士による法律相談の実施	保護命令や離婚、養育費、面会交流等の法的な問題について、市の無料法律相談や法テラス等の外部機関の情報提供を行う。	まちの振興課	拡充	単年度	弁護士による相談は、女性だけを対象とした女性の法律相談を含めて 234 件であり、他市と比較して少ない。	C	B	法律相談の回数について、毎週水曜日の午前中の 5 人枠であったものを、第 2・第 4 水曜日は午後についても 5 人枠を設けた。
			子育て支援課			養育費・面会交流に関する市民向け研修を実施。情報提供は個別に対応している。	B	A	引き続き、養育費・面会交流の個別相談等を実施し、職員の専門性の向上を図る。

58	就労支援による経済的な自立にむけた支援の実施	ハローワーク等と連携した出張相談窓口の実施や、カウンセラーによる職業相談等を行う。	子育て支援課	拡充	単年度	就労相談窓口として、月に1度開催の出張ハローワークを紹介した。	B	A	左記事業を継続し、相談者の就労意欲を高める支援を展開する。
59	ひとり親家庭の自立のための支援サービスや貸付等の実施	ひとり親家庭に対し、資格取得時の生活費、住宅費、ホームヘルプサービス、その他自立に必要な資金の貸付・給付等を実施する。	子育て支援課	継続	単年度	実施継続中。	B	A	実施継続中。改善を要す事項については係内で協議する。
60	配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会の開催	被害者に対する迅速かつ適切な対応を行うため、関係部署の連携及び必要な情報の共有を行う。	市長室	拡充	単年度	ケース対応を通して、各関連機関とケースカンファレンス等を行い適宜共有した。	A	A	引き続き、ケース対応を通して、各関連機関とケースカンファレンスを行い適宜共有し迅速な対応に努めるほか、業務の理解を深めるため、男女平等兼DV対策推進連絡会で対応の基礎等を周知する。
61	関係機関との連携強化	暴力で緊急避難してきた女性等への支援を充実させるため、配偶者暴力相談支援センター、警察署、児童相談所、保健所、病院、民生委員等と情報交換を始めとするネットワークづくりを行う。	市長室	拡充	中期	各機関と個別に情報交換を実施し、円滑な連携体制の構築を図った。			引き続き各機関の連絡会に出席し、支援に対する最新の情報を得るほか、顔の見える関係作りに努め、地域における密な連携支援体制の構築を図る。
62	危機管理マニュアルの整備	DV 加害者への対応等を含め、危機管理マニュアルを整備する。	総務課	新規	長期	平成28年度未実施。			実施予定。

63	DV対応マニュアルに沿った訓練の実施	DV 対応マニュアルをもとに、庁内で加害者からの追及に対応するための訓練をシミュレーションを交えて実施する。	市長室	新規	中期				DV対応マニュアル作成と合わせて、訓練実施に向けた検討を行うため他市での取組み等の情報収集を行う。	
			子育て支援課						スーパーバイズ研修等を通して、DVマニュアルの必要性を協議した。	平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。
64	関係各課への DV 担当の配置	各課に DV 担当を配置し、被害者支援や加害者対応に関する情報共有や連携体制を構築する。	市長室	新規	単年度		A	A	引き続き「国立市男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進員」を各課に1名以上配置し、「ワーク・ライフ・バランス」等をテーマに年2回庁内連絡会を開催した。	
			子育て支援課						市長室と連携して対応した。	平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。
65	安全対策の強化	相談室の場所や出入口における安全面を配慮するとともに、非常ベル整備等の対策を行う。	総務課	拡充	長期				福祉相談室に防犯ブザー5台、福祉総務課に防犯ブザー3台を設置した。	実施完了した。
66	民間支援団体との連携	DV 支援に取り組んでいる民間の支援団体と定期的な連絡会を行うなどの連携を図る。	市長室	拡充	単年度		B	B	夜間・休日女性相談委託先と定期的な連絡・連携を図った。	民間の支援団体へ、1回/月程度出向き連絡会を実施し、支援者等の情報共有を図る。
			子育て支援課						夜間・休日女性相談委託先と定期的な連絡・連携を図った。	平成 29 年4月に事業を市長室に移管する。

67	施策の推進に関する調査・研究	DV 関連の新たな課題について調査研究を行い、施策へ反映させる。	市長室	新規	長期			情報提供ネットワークシステムの導入に関する対策を講じ、庁内関係各課とともに調査研究を行っていく。
			子育て支援課					DV スーパーバイザーによる継続的な研修を行い、DV 被害の実態を研究した。

基本目標2 - 課題(1)	評価
配偶者等からの暴力の防止	○

評価理由及び改善策等の提言

実際の DV 被害者への相談対応及び住民票の閲覧制限等の支援措置については、庁内の連携体制のもと、迅速かつきめ細やかな対応が図れていることを評価する。暴力及び虐待の連鎖を断ち切るため、予防的な施策の強化を図る必要があり、特に若年層に向けたデートDVの啓発の実施に期待したい。また、配偶者等からの暴力の目撃は児童への心理的虐待に該当することから、児童虐待やストーカー行為等の未然防止に向けた対策(講演会、パネル展、配布物による啓発)に力を入れられたい。加害者対応について、全庁的な周知を徹底し、被害者保護が図られるよう引き続き留意されたい。

【参考 指標⑥】

基本目標2 - 課題(1)		現状	H31 年度	H35 年度	
⑥	DV等を受けたときに、どこにも相談しなかった(できなかった)人の割合(%)	38.5% (H27 年度)	28.0%	18.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・潜在的ニーズに対し、実際に対象者を捕捉できている割合を示すもの。 ・女性の相談支援を拡充させていくことに伴い、4 年で 1 割減(年 2.5%)の割合で減少させる。

■ 課題(2) 国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

施策	事業名	概要	所管課	区分	評価期間	平成 28 年度事業実績	達成度評価	男女平等参画 配慮度	平成 29 年度事業予定
68	複合差別の実態把握	複合的な要因により困難が生じている事案を把握し、支援につなげるために必要な施策を検討する。	市長室	新規	中期	「(仮称)国立市男女平等・男女共同参画推進条例」制定に向けた検討のなかで、複合差別の把握の方法について協議を行った。			引き続き「(仮称)国立市男女平等・男女共同参画推進条例」制定に向けた検討のなかで、複合差別の把握の方法について協議を行っていく。
69	しょうがいしゃの複合的な困難への配慮	しょうがいのある女性等が複合的な要因により困難な状況に置かれる場合には適切な配慮を行う。	しょうがいしゃ支援課	拡充	中期	平成 28 年度未実施。			自立支援協議会にしょうがい当事者による当事者部会を設置。今後、差別の解消などについても部会の話題となっていく見込み。
70	外国人市民の複合的な困難への配慮	言語や文化等、外国人市民の複合的な課題を把握し、支援に向けた施策を検討、実施する。	公民館	拡充	中期	外国にルーツを持つ方と日本語ボランティアを対象に、生活に関する情報提供や地域とのつながりの創出を目的とした「にほんごサロン」を実施。全 12 回、参加者延べ 177 人			継続して「にほんごサロン」を実施していく。
			まちの振興課			外国籍市民と市職員の懇談会の開催 参加者数 20 名 外国人おもてなし語学ボランティア育成講座の開催 参加者数 32 名			外国籍市民と市職員の懇談会を開催し、外国人おもてなし語学ボランティア育成講座の開催を増やす。

71	女性相談・支援の実施	支援が必要な女性に対して総合的に相談支援を行い、自立に向けたエンパワーメントを促す。	子育て支援課	拡充	単年度	就労、貸付等の自立に関する相談支援や関係機関へつなげる取組みを行った。	B	A	平成 29 年4月に事業を市長室に移管する。
72	福祉総合相談窓口事業の実施	複合的な課題を持つ相談に対応し、適切な部署や機関につなぎ、支援を図る。	福祉総務課	拡充	単年度	新規相談件数 148 件、うち女性からの相談は 93 件(継続支援中 70 件)。課題解決に向けて、関係部署と連携し支援を図った。	A	A	課題解決に向けて関係部署とさらに連携し、支援を図っていく。
			子育て支援課			「ふくふく窓口」と連携して支援を行った。	B	A	平成 29 年7月に子育てサポート窓口「くにサポ」を開設する。
73	相談・生活資金貸付事業の実施	母子・父子家庭が抱える悩みを解決するための相談・生活資金貸付事業を充実し、生活の安定と向上を図る。	子育て支援課	継続	単年度	福祉貸付等の制度を活用し支援を行った。	B	A	実施継続中。改善を要す事項については係内で継続的に協議・改善を行う。
			福祉総務課			生計維持が困難になった世帯に対し、福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、緊急小口資金などの貸し付けを行い、自立の援助を行った。	A	A	引き続き、生計維持を支援するため、貸付事業を充実させる。
74	医療費助成事業の推進	ひとり親家庭の保健向上のため、医療費の助成事業を継続する。	子育て支援課	継続	単年度	医療助成の継続と健康の相談と合わせ、保健の向上に努めた。	A	A	実施継続中。改善を要す事項については係内で継続的に協議・改善を行う。

75	ひとり親家庭の自立のための支援サービスの実施	ひとり親家庭の方に対し、住宅費の一部の助成やホームヘルプサービス等を実施し、自立に向けた支援を実施する。	子育て支援課	継続	単年度	ひとり親家庭住宅費助成世帯数 32 世帯、助成延月数 218 ヶ月 ひとり親家庭ホームヘルプサービス派遣世帯数 11 世帯、派遣延回数 489 回、派遣延時間数 1,954 時間	B	A	実施継続中。改善を要す事項については係内で継続的に協議・改善を行う。 ホームヘルプサービス事業所向けの拡大を検討する。該当世帯の生活収支に留意し、償還計画を協議の上で、貸付事業を実施する。
76	母子及び父子福祉資金、女性福祉資金の貸付の実施	ひとり親の方や女性が経済的に自立するために必要な資金の貸付を行う。	子育て支援課	継続	単年度	母子・父子福祉資金貸付件数 15 件 女性福祉資金貸付件数 3 件	B	A	実施継続中。改善を要す事項については係内で継続的に協議・改善を行う。
77	母子家庭自立支援教育訓練給付事業の利用促進	母子家庭で就業意欲のある母親を対象に、技能や能力を高めるための教育訓練を支援する。	子育て支援課	継続	単年度	本事業については、利用が少なく、ハローワークの事業に同様のものがあることから改善の見直しの検討が必要との判断に至った。 利用件数 0 件	C	A	他分野、他制度の動向を注視しつつ、整合性を図る。
78	生活困窮者自立支援事業の実施	生活に困窮する女性等に対し、住居確保給付金や就労支援、家計相談等により自立支援を行う。	福祉総務課	拡充	単年度	新規相談件数 235 件、うち女性からの相談は 113 件(継続支援中 79 件) 住居確保給付金利用件数 18 件、うち半数が女性。レンタルスーツの女性利用者 2 名、2 名とも就職が決まる。	A	A	関係機関等と連携し、生活に困窮されている方を早期発見することで、住居確保給付金や就労支援、就労準備支援事業、家計相談支援事業等を活用し、自立に向けた支援を行う。

79	支援を要する生活困窮者の早期発見	税の滞納者に支援を要する生活困窮者を発見した場合、適切な部署と連携を行い、支援につなげる。	収納課	新規	単年度	納税相談において生活困窮していると判断した場合は、「ふくふく窓口」等につないでいる。	A	A	今後も、「ふくふく窓口」等と連携し、支援につなげる。
			福祉総務課			税滞納があり返済に困っている市民をつなげてもらい、早期発見につながった。収納課と連携を図り、対応した件数 32 件、うち女性の件数は 13 件。	A	A	税金の滞納が膨れあがる前の早期の段階で、福祉総合相談窓口につないでもらい、関係機関と連携し、家計管理の健全化を図っていく。
80 (16)	企業等への女性の就職促進の働きかけ	女性の就職を促進するため、誘致企業等との関係性を基に市内企業等に対して個別に働きかけを行う。また、公共調達に参加する企業等に対し、女性の積極的な活用を勧奨していく方法について、調査検討する。	市長室	新規	中期	平成 28 年度未実施。			ハローワーク等と連携して、女性の就職支援事業の実施を検討していく。
			総務課			平成 28 年度未実施。			女性の積極的な活用を勧奨していく契約制度について、他自治体の動向を調査していきたい。
			まちの振興課			東京都等から来る「企業等への女性の就職促進の働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置した。			東京都等から来る「企業等への女性の就職促進の働きかけ」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置していく。

基本目標2 - 課題(2)	評価
国籍やしょうがい等の複合的な要因により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	○

評価理由及び改善策等の提言
<p>複合的な要因により困難な状況に陥っているケースについては、横断的な連携を図り、解決に向け支援を行うことが重要である。「ふくふく窓口」に寄せられる相談で特に女性等が複合的困難な状況に置かれていると考えられるケースについては、関係部署と密接な連携を図って対応していることを評価するとともに、複合差別が生じる要因及び実態を把握し、解決するための対応策の検討に期待したい。また、男性と比較した際の女性の経済的及び社会的格差は、例えばゲイのカップルと比較してレズビアンのカップルが困難な状況に置かれる傾向にあるなど LGBT の関係にも及ぶため、複合的に対応策を検討されたい。</p>

【参考 指標⑦】

基本目標2 - 課題(2)		現状	H31 年度	H35 年度	
⑦	市内における女性の相談支援拠点(アクセスポイント)の箇所数(民間含む)(箇所)	1箇所 (H27 年度)	3 箇所	5 箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度における拠点(稼働中のもの)の数を示すもの。 ・女性の自立支援には、相談・アクセスしやすい相談支援体制が重要となる。

■ 課題(3) 男女平等を阻害する要因の解消

施策	事業名	概要	所管課	区分	評価期間	平成 28 年度事業実績	達成度評価	男女平等参画配慮度	平成 29 年度事業予定
81	セクシュアル・ハラスメント等に関するセミナーや講演会情報の提供	市民や事業者に対してセクシュアル・ハラスメントに関するセミナーや講演会の情報をチラシやパンフレット等で周知する。	まちの振興課	継続	単年度	東京都などから来る「セクシュアル・ハラスメント等に関するセミナーや講演会情報の提供」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置した。	B	B	東京都などから来る「セクシュアル・ハラスメント等に関するセミナーや講演会情報の提供」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置していく。
82	セクシュアル・ハラスメント等の相談機関の紹介	セクシュアル・ハラスメント等の相談窓口について、必要な情報提供を行う。	まちの振興課	継続	単年度	東京都などから来る「セクシュアル・ハラスメント等の相談機関の紹介」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置した。	B	B	東京都などから来る「セクシュアル・ハラスメント等の相談機関の紹介」に関するチラシなどを積極的に庁舎や関連施設に設置していく。
			市長室			セクシュアル・ハラスメントに関連するチラシ・パンフレット等の配布・配架を行った。	B	B	引き続きセクシュアル・ハラスメントに関連するチラシ・パンフレット等の配布・配架を行っていく。

83 (52)	被害者情報及び支援情報の保護	DV やストーカー行為等の被害者情報や支援情報を住民票の閲覧制限等により全庁的に保護し、被害者の安全を確保する。	市長室	拡充	単年度	必要時に関係部署と連携して、DV やストーカー行為等の被害者情報の保護に努める。また、関係部署が必要な措置を行うことができるよう支援を実施する。	A	A	引き続き、関係部署と連携して、DV やストーカー行為等の被害者の保護に努める。マイナンバー制度による庁内連携のあり方を検討し、周知する。
			子育て支援課				A	A	平成 29 年 4 月に事業を市長室に移管する。
			市民課				A	A	前年同様、被害者の方々について確実に支援していきたい。
84	ストーカー等の暴力被害の相談機関との連携	ストーカー等の暴力被害者の相談に対し、警察と連携し、必要な情報提供を行う。	福祉総務課	拡充	単年度	ストーカー等の被害があった際には状況に応じて立川警察と情報共有する他、他市のストーカー等担当所管と、所管警察との連絡会を設け連携のあり方を協議した。	B	B	ストーカー等の被害があった際には状況に応じて立川警察と情報共有する他、他市のストーカー等担当所管と、所管警察との連絡会を設け連携のあり方を協議する。

基本目標2 - 課題(3)	評価
男女平等を阻害する要因の解消	△

評価理由及び改善策等の提言

男女平等の主な阻害要因はドメスティック・バイオレンスや性に関するハラスメント、固定的性別役割分担意識等が挙げられ、現在も市民から多くの相談が関係部署に寄せられている現状がある。特に性に関するハラスメントの対応防止策については、チラシやパンフレット等の配布・配架による啓発はもちろんのこと、市職員や市議会議員に向けた研修を行うなど、職場のみならず地域の様々な場での積極的な啓発活動が必要である。また、ストーカー行為等による被害者の安全確保のため、DV被害者情報の保護については引き続き関係機関で徹底をされたい。

【参考 指標⑧】

基本目標2 - 課題(3)		現状	H31 年度	H35 年度	
⑧	セクシュアル・ハラスメントを直接受けた経験がある、または受けた人を知っていると回答した人の割合(%)	26.0% (H27 年度)	23.5%	21.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目による。 ・前回調査比較では若干増加傾向にあるが、今後、4 年で現状値のおおよそ 1 割減(年 2.5%)の割合で減少させる。

基本目標3 多様な「性」を認め合える社会

■ 課題(1) 性の違いに配慮した健康支援

施策	事業名	概要	所管課	区分	評価期間	平成 28 年度事業実績	達成度評価	男女平等参画 配慮度	平成 29 年度事業予定
85	健康維持や疾病等の 予防施策の実施	健康維持や疾病等の予防施策を充実すると共に、健康、福祉や生活に関する情報をわかりやすく提供する。	健康増進課	拡充	単年度	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康事業として映画上映、職員・市民を対象にゲートキーパー研修を行った。 映画参加者 122 人 ゲートキーパー研修参加者 71 人 ・楽しく歩いて健康づくりをするため、市民グループ「ウォーキングマップづくりの会」との協働によりマップ全 9 コースの改訂を行い、市内公共施設等に設置し配布した。 ・庁内保健師が連携し、「いきいき保健師活動」として「いきいき百歳体操」参加者 167 人等を行った。 	A	A	平成 28 年度と同様。
86	特定健康診査、がん検診の受診率の向上	生活習慣病やがんの早期発見のため、特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上を図る。また、女性特有のがん検診の受診率向上を図ると共に、骨粗しょう症予防のための骨量測定を実施する。	健康増進課	拡充	単年度	<ul style="list-style-type: none"> 国立市民のがん予防・がん検診に対する意識・実態の把握・分析をするために無作為抽出した 2,000 人を対象に、がん予防・がん検診に関する意識・実態調査を行い、「国立市がん対策アクションプラン」の作成により、総合的ながん対策を展開した。 	A	A	受診率の低い大腸がん検診について、特定健診との同時受診により、受診率向上を図る。

87 (29)	母子保健に関する相談・訪問相談の実施	母体と乳幼児の健康管理のために、母子相談を充実し、指導、助言を行う。また、親の育児能力を育成することを主眼にし、育児相談等を受ける。	健康増進課	継続	単年度	育児相談利用者数(延べ数) 保健センター 12回/年、1,458人 北市民プラザ 4回/年、66人	A	A	平成29年7月、組織改正により子育て支援課に母子保健事業を移管する。母子手帳交付時に保健師と面接をする。
88 (30)	母子保健に関する講座・セミナーの実施	母親となる女性だけでなく父親となる男性に対して、妊娠・出産への理解や子育てについて講座等を実施して積極的な参加を促す。	健康増進課	継続	単年度	楽しい子育てプログラム 3回/年、18名参加	A	A	平成29年7月、組織改正により子育て支援課に母子保健事業を移管する。土曜日開催をはじめ。
89	母子健康診査の実施	妊娠・出産期から子どもの乳幼児期を対象にした健康診査及び保健指導を実施し、病気等の予防や健康管理体制の充実を図る。	健康増進課	継続	単年度	乳幼児健診受診率:乳健 96.7%、1.6健 96.5%、3健 95.3% 妊婦健診 超音波健診の年齢制限の撤廃、HIV・子宮頸がん検診の追加	A	A	継続実施。
90	薬物・性感染症に対する、正しい知識の普及啓発の充実	巧妙な誘いや安易な気持ちによる薬物使用、また性感染症に対して、ポスターや小冊子により正しい知識を普及する。	健康増進課	継続	単年度	東京都より委嘱された、薬物の乱用による弊害を広く市民に周知することを目的に活動している指導員5名及び薬物乱用防止啓発活動に熱意と理解のある推進員13名による「東京都薬物乱用防止推進国立地区協議会」の事務局として、薬物乱用防止推進のための市民まつり等で啓発活動等を行った。	A	A	平成28年度と同様。

91	性に関する相談窓口の充実	学校教育における児童・生徒に対して相談しやすい環境を整えると共に、スクールカウンセラーによる相談や保健室の機能、子どもホームページなどを活用し、適切な支援を行っていく。また、市民からの性に関する相談に対しても適切に対応していく。	教育指導支援課	継続	単年度	スクールカウンセラーによる小学校 5 年生、中学校 1 年生の全員面接、各種相談窓口の紹介など、相談機関の周知や相談しやすい環境整備を進めた。	B	B	平成 28 年度同様の計画で進めている。
			子育て支援課			具体的な性に関する相談はなかった。	B	B	性に関する相談については今後も適切に対応していく。
			健康増進課			具体的な性に関する相談はなかった。	B	B	性に関する相談については今後も適切に対応していく。

基本目標3 - 課題(1)	評価
性の違いに配慮した健康支援	○

評価理由及び改善策等の提言

性の違いに配慮した健康管理支援の充実については、特に予防啓発に力を入れての取組に力を入れられたい。また、性の尊重に関する啓発については、新たに近年問題になっているいわゆるアダルト・ビデオ出演強要問題・JK ビジネス問題への啓発についても広報啓発活動を実施できると望ましい。施策 85 に記載のゲートキーパー研修については、複数年にわたって継続的に開催することを評価し、引き続き研修参加者の増加を図られたい。

【参考 指標⑨⑩⑪⑫】

基本目標3 - 課題(1)		現状	H31 年度	H35 年度
⑨	65 歳健康寿命(東京保健所長方式 65 歳健康寿命 A による)	男性 83.06 歳 女性 85.61 歳 (H25 年度)	延伸	「第 2 次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑩	大腸がんの標準化死亡比(都を 100 とした数値)	男性 109.4 女性 120.6 (H24 年度)	減少	「第 2 次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑪	子宮がん検診の受診率(%)	15.6% (H24 年度)	> 都平均受診率	「第 2 次国立市健康増進計画」と整合を図っている。
⑫	乳がん検診の受診率(%)	9.1% (H24 年度)	> 都平均受診率	「第 2 次国立市健康増進計画」と整合を図っている。

■ 課題(2) LGBT(セクシュアル・マイノリティ)の人々への支援

施策	事業名	概要	所管課	区分	評価期間	平成 28 年度事業実績	達成度評価	男女平等参画配慮度	平成 29 年度事業予定
92 (2) (39)	男女平等・男女共同参画を推進するための講座の実施	男女平等・男女共同参画を推進するためにセミナー等による意識啓発に努めるとともに、参加を促す工夫やアンケート等による効果測定を行う。	公民館	拡充	単年度	①生活のための日本語講座(5月～3月まで年間を通して実施)②女性の生きかたを考える講座(全11回)を保育付で実施。保育利用者は①4名②5名	B	B	年間を通して、保育を必要とする公民館主催事業において保育活動を行う。より参加が増えるよう広報活動も工夫をしていく。
93 (3) (40)	男女平等・男女共同参画を推進するための情報の提供	男女平等・男女共同参画に関する資料を収集し、市報、ホームページ、パンフレット等を活用して広く市民に情報を提供する。	市長室	拡充	単年度	男女平等啓発イベントの情報等を市ホームページ及び市ツイッターで発信した。併せて、都主催のイベント(女性の人権ホットライン等)を市報に掲載、近隣他市のイベントのチラシ・ポスターを市役所に掲示、配架を行った。	A	A	引き続き、近隣他市や関連団体のイベント等について、多様なツールで情報発信を行っていく。
			生涯学習課			東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行った。	B	B	引き続き、東京都等発行のパンフレットやポスター等について、生涯学習課、芸小ホール、総合体育館、郷土文化館にて設置、掲示を行う。
			公民館			市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。	A	A	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。

			図書館			市内で開催される市関連の男女平等啓発イベントのチラシ・ポスターを館内に掲示、配架を行った。男女平等・男女共同参画に関する図書を購入し、市民に貸出等を行った。	B	B	引き続き、市関連の市内イベントについて、情報発信を行っていく。男女平等・男女共同参画に関する図書を購入し、市民に貸出等を行う。
94	LGBT を理解するための研修の実施	LGBT を理解し、業務において配慮を行えるよう研修を実施する。	市長室	新規	単年度	市職員向けの LGBT 研修(講師:原ミナ汰氏)を年 1 回実施、LGBT に関する知識を得るための機会とした。また、平成 28 年度は新たに市内公立小中学校の教員を対象として、学校現場における浸透を図った。	A	A	市職員及び教職員向けの LGBT 研修を年 1 回以上実施する。また、新しく、既に LGBT 研修を受講した職員を対象としたアドバンス研修の実施を検討する。
95	LGBT に関する理解についてグッズにより周知	LGBT の方が市のサービスを受けやすいように、LGBT の研修を修了した市職員は性的マイノリティを表現するレインボーをモチーフとしたバッジを身につける。	市長室	新規	単年度	平成 26 年度より継続して、LGBT 研修を実施。受講した職員等に対して、市オリジナルの LGBT バッジを配布した。職員には業務時間等に LGBT バッジの着用を促し、受講した職員が分かるようにした。また、市報において LGBT バッジの周知を行った。	A	A	引き続き LGBT 研修を年 2 回実施予定。受講した職員等に LGBT バッジを配布し、周知に努める。
96	LGBT の方が直面する課題の調査・検討	多様な性のあり方に対して、LGBT の方が抱える課題とニーズを把握し、相談窓口の設置等も含めて検討する。	市長室	検討	中期	新たな男女平等参画施策を検討及び実施する際には、市内在住 LGBT 当事者と意見交換を行い、意見の反映を行っている。			(仮称)男女平等・男女共同参画推進条例制定についてパブリックコメントを実施し、LGBT 当事者の意見を広く募る。引き続き、施策の検討及び実施にあたっては、市内在住 LGBT 当事者と意見交換を行う。

基本目標3 - 課題(2)	評価
LGBT(セクシュアル・マイノリティ)の人々への支援	◎

評価理由及び改善策等の提言

平成 26 年度より実施している LGBT 庁内職員研修及びオリジナル・バッジの配布等の取組は、初年度より積極的に周知活動を行ってきたところであるが、更なる周知及び全職員の受講をめざし、来年度以降も継続して実施されたい。平成 28 年度からは LGBT 研修へ教職員の参加を呼びかけるなど、教育現場における LGBT の正しい知識と対応方法の習得に向けた取組を行ってきたところであるが、より一層教職員向けの研修に力を入れられたい。また、市民及び事業者に対する LGBT 理解の促進を図るため、男女平等参画に関連した講演会等を市が企画する際には、従来の男女平等のみならず、女性と男性だけでなく多様な性についても丁寧に説明するよう留意されたい。

【参考 指標⑬】

基本目標3 - 課題(2)		現状	H31 年度	H35 年度	
⑬	「LGBT(セクシャル・マイノリティ)」という言葉を知っている人の割合(%)	37.1% (H27 年度)	55.7%	74.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目(平成 27 年度新設)による。 ・社会情勢(近年における認知度の向上)を考慮し、4 年で 1.5 倍、8 年で 2 倍を目標とする。

基本目標 4 計画の効率的な推進体制の確立

■ 課題(1) 計画の推進体制の強化

施策	事業名	概要	所管課	区分	評価期間	平成 28 年度事業実績	達成度評価	男女平等参画配慮度	平成 29 年度事業予定
97	本計画の点検・評価と執行管理	毎年、所管課が計画の進捗状況の自己点検を行い、評価シートを記入する。また、男女平等推進会議が評価シートをもとに計画の執行管理を行う。	市長室	拡充	単年度	新たに推進計画の進捗状況調査及び評価を実施することについて、男女平等推進市民委員会において報告、検討を行った。	B	A	平成 28 年度から平成 35 年度の計画実施期間において、毎年度進捗状況評価を実施していく。
98	男女平等推進会議の機能強化	計画達成に問題が生じた場合、計画事業、計画目標、計画期間等の変更を提案できる。	市長室	拡充	中期	国立市男女平等推進会議を年 2 回開催して、主要な男女平等推進施策について検討を行った。会議の結果、平成 28 年度は計画変更を実施していない。			計画変更の必要が生じた際は、関係機関と調整の上、変更を提案する。
99	男女平等・男女共同参画推進担当の配置	計画事業点検や庁内調整等を行うため、男女平等・男女共同参画を推進する担当者(DV 担当兼務)を各課に配置する。	市長室	新規	中期	新たに国立市男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進員を各課 1 名以上配置し、年 2 回連絡会を開催することにより、職員の男女平等意識の向上の機会とした。			平成 28 年度に任命した推進員は原則として継続を依頼し、推進員の異動があった部署については新たに推進員を任命する。引き続き、国立市男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進員連絡会を年 2 回開催する。

100	男女平等推進市民委員会の設置	市民と有識者からなる委員会を定期的に実施し、本計画の進捗状況の点検・評価及び計画の見直しを行う。	市長室	継続	中期	市民と有識者からなる「国立市男女平等参画推進市民委員会」を継続的に設置している。			推進計画の中間年度となる平成31年度に、国立市男女平等推進市民委員会による点検・評価を実施予定である。
101	男女平等・男女共同参画に関する実態と意識の調査	市民の実態と意識を調査し、男女平等・男女共同参画施策を効果的に推進する。	市長室	継続	中期	男女平等参画推進イベントを開催し、イベント満足度及び市民の関心がある分野を調べるためのアンケートを実施した。(アンケート回答数:46件)			推進計画の中間年度となる平成31年度に市民意識調査を実施予定である。また、引き続きイベントの際等にアンケートを実施する。
102	(仮称)男女平等・男女共同参画推進条例の制定	男女平等と共同参画社会の実現に向けて、(仮称)男女平等・男女共同参画推進条例を制定する。	市長室	新規	単年度	「(仮称)国立市男女平等・男女共同参画推進条例」の制定に向けて、市民と有識者からなる国立市男女平等推進市民委員会に条例の制定に向けた諮問を行い、平成28年度中に計7回の審議を行った。	A	A	平成29年度中の条例制定を目指して、国立市男女平等推進市民委員会で引き続き検討を行うとともに、タウンミーティング及びパブリックコメントを実施して多様な意見を募る。
103	(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の検討	男女平等・男女共同参画施策推進の拠点としての(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の検討を行う。	市長室	検討	中期	平成30年度の(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の導入に向けて、関係機関と連携して検討を行った。			平成30年度の(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の導入に向けて、関係機関と連携して検討を行う。

基本目標4 - 課題(1)	評価
計画の推進体制の強化	○

評価理由及び改善策等の提言

「(仮称)男女平等・男女共同参画推進条例」制定に向けての取組を評価するとともに、条例が制定された後には、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となった地域全体での更なる男女平等参画推進に期待したい。また、施策 103 の(仮称)男女平等・男女共同参画推進センター機能の設置については、平成 30 年度中の開設を見込み、開設後はセンターにおいて実施した施策も本推進状況調査に反映されたい。

【参考 指標⑭⑮⑯】

基本目標4 - 課題(1)		現状	H31 年度	H35 年度	
⑭	男女の役割が平等だと思う市民の割合(%)	43.6% (H26 年度)	48.0%	53.0%	・「国立市市民意識調査」の項目による。 ・現状値と過去 4 年間の平均値(38.9%)との差(4.7%÷5%)を 4 年ごとに加算する。
⑮	社会参画機会の男女比が適切だと思う市民の割合(%)	28.2% (H26 年度)	32.0%	36.0%	・「国立市市民意識調査」の項目による。 ・ここ数年は数値が減少傾向にあるため、直近 5 年間の最高値(35.0%)と平均値(31.2%)の差(3.8%÷4%)を 4 年ごとに加算する。
⑯	あらゆる差別は基本的人権の侵害であり、是正されるべきだと思う市民の割合(%)	73.7% (H27 年度)	84.0%	95.0%	・「男女平等及び人権に関する市民意識調査」の項目(平成 27 年度新設)による。 ・8 年後に 95%となるよう、4 年でおおよそ 11%(年 2.7%)の割合で増加させる。

■ 課題(2) 市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり

施策	事業名	概要	所管課	区分	評価期間	平成 28 年度事業実績	達成度評価	男女平等参画 配慮度	平成 29 年度事業予定
104	市職員への本計画の周知	市職員一人ひとりが男女平等の視点に立って業務に取り組むため、本計画を周知する。	市長室	新規	単年度	本推進計画の冊子を配布し、また男女平等推進会議等で周知を行った。また、市のホームページに推進計画を掲載した。	B	A	新入職員を含め庁内全体に、本推進計画の積極的な周知を行っていく。
105	市職員の男女平等の視点による行政文書の作成	行政の文書等を男女平等の視点で点検、確認し、「ガイドライン」を作成し、指導する。	市長室	拡充	単年度	国立市男女平等参画兼ドメスティック・バイオレンス対策推進連絡会において、内閣府作成の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を配布し、研修を実施した。	C	C	男女平等参画の視点にたったガイドラインの作成に向けて取り組む。申請書等の性別記載欄について、LGBT に配慮した書式の庁内統一について検討していく。
106	市職員への男女平等・男女共同参画研修の充実	市職員の男女平等・男女共同参画意識の醸成を図るため、職員研修を充実させる。	職員課	拡充	単年度	東京都市町村職員研修所で実施される「男女共同参画研修」へ 3 名の職員を派遣した。庁内研修としては「女性キャリアデザイン研修」(14 名参加)及び市長室の主催で「LGBT 研修」(36 名参加)を実施した。	B	B	平成 28 年度に実施された研修については、引き続き職員の派遣及び同研修の実施を行い、今後に向けて新たな研修の導入を検討する。

107 (1)	男女平等・男女共同参画に関する啓発事業の全体調整	男女平等・男女共同参画社会を推進するためのセミナー等について、各課の事業を把握し、全体調整を行う。	市長室	新規	単年度	推進計画の進捗状況調査を通じて、関係各課の事業把握を行うための準備を行った。	A	A	平成 29 年度より毎年、推進計画の進捗状況調査を実施することにより、関係各課の事業を把握し、全体調整を行っていく。
108	男女平等・男女共同参画視点による計画の策定	各課の計画策定の際、男女平等・男女共同参画の視点で検討を行う。	市長室	新規	長期	平成 28 年度未実施。			平成 30 年度中の「(仮称)国立市男女平等・男女共同参画推進条例」を目指す。制定後に条例を庁内及び市民に周知するなかで、各課の計画に男女平等・男女共同参画の視点を取り入れるよう働きかけを行っていく。
109 (11)	誰もが働きやすく、管理職を目指しやすい職場づくり	職場において多様な価値観を認め合いながら、個人が過剰な負担を感じることはないよう、ディーセントワーク、ワーク・ライフ・バランスを実現する。	職員課	新規	中期	各課への時間外ヒヤリングやワークライフバランスデーの実施等により、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる。 平成 28 年度年次有給休暇取得率:33.2%			引き続き取り組みを進めるとともに、更なる課題の発見に努め、現状で不足している制度の新設等を検討する。
110 (23)	市の男性職員の育児休業取得の促進	子の出生時における男性の休暇取得促進のロールモデルとしての役割も期待し、市の男性職員が育児休業を取得しやすい環境を整備する。	職員課	新規	単年度	新規取得対象者 9 名のうち 2 名が育児休業を取得し、取得率は約 22%であった。育児休業の他、平成 27 年度に新設された男性の取得できる出産関連休暇について、制度の周知及び個別の声かけを行った。 平成 28 年度男性職員の育児休業取得平均日数 188.5 日	B	A	引き続き制度の周知を行うとともに、対象者への声かけなど、育児休業取得促進に向けて更なる取り組みを行う。

基本目標4 - 課題(2)	評価
市職員の男女平等・男女共同参画の意識づくり	○

評価理由及び改善策等の提言

市職員の男女平等の意識づくりには、定期的な職員研修の実施及び各課における継続的な取組が必要である。本計画の周知についても、計画策定年度のみならず、策定後の継続的な周知活動を行われたい。施策 105 の行政文書等を男女平等の視点で点検、確認するための「ガイドライン」の作成については、早急に取り組むように主管課に依頼されたい。

【参考 指標⑰⑱】

基本目標4 - 課題(2)		現状	H31 年度	H35 年度	
⑰	市の男性職員の育児休業取得率(%)	0% (H26 年度)	13.0%	20.0%	・国の平成 32 年における目標値(H32 年に 13.0%)と整合を図っており、平成 35 年度は平成 31 年度の 1.5 倍を目標とする。 ・平成 26 年度は 19 人対象者がいたが、取得者は 0 人であった。
⑱	市の職員の年次有給休暇取得率(%)	55.0% (H26 年度)	65.0%	75.0%	・直近の数値(約 11 日/20 日)と特定事業主行動計画に定める目標値(平成 31 年度に 13 日/20 日)及び国の目標値(平成 32 年に 70%)を参考に、その差(10%)を 4 年ごとに加算する。

第5章 参考資料

国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条－第8条)

第2章 基本的施策(第9条－第16条)

第3章 推進体制(第17条・第18条)

第4章 雑則(第19条)

付則

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)を制定するなど、男女平等の実現に向けて、国際社会と連動しながら様々な取組がなされてきた。

本市においては、昭和60年に婦人問題に関する初の計画となる「国立市婦人問題行動計画」を策定し、その後、名称を「国立市男女平等推進計画」へと変更し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に進めてきた。さらに、まちづくりの基本理念として「人間を大切にする」を掲げ、全ての人を孤立や排除から援護し、社会の一員として包み支え合う地域社会の実現を目指している。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行、性別を理由とした人権侵害や暴力は今なお根強く存在しており、女性と男性の間の格差解消に至るには多くの課題が存在している。また、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見等の課題もあり、より一層の取組が必要とされている。

よって、全ての人々が性別の壁を越えて、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる社会を築くため、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女平等参画社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにし、並びに市の施策の基本的事項等を定めることにより、市の男女平等参画に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって全ての人々が、性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができる社会を実現することを目的とする。

(用語の意味)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等参画 全ての人々が、性別、性的指向、性自認等にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、市内で学ぶ者その他市内で活動をする者をいう。
- (3) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 事業者等 営利又は非営利にかかわらず、市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 性的指向 異性を対象とする異性愛、同性を対象とする同性愛、男女両方を対象とする両性愛、いずれも対象としない無性愛等の人の恋愛や性愛がどのような性を対象とするかを示す概念をいう。
- (6) 性自認 自分が女性又は男性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。

- (7) 複合差別 性別に起因した困難を抱えていることに加えて、しょうがいがあること、外国にルーツを持っていること等、複合的な困難を抱えている状況に置かれることにより生じる差別をいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス等 配偶者、交際相手、パートナー等の親密な関係にある者又は親密な関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の人に対して行うつきまとい行為をいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動等によって、相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること又は相手の就労環境その他の生活環境を害することをいう。
- (10) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、性別による格差が生じているとみられる場合に、格差是正のために必要な範囲において、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (11) エンパワーメント その人の本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること、又は個人として若しくは社会集団としてあらゆる段階の経済、政治その他の分野における意思決定の場に参画できるようにすることをいう。

(基本理念)

第 3 条 市、市民、教育関係者及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女平等参画を推進する。

- (1) 性別、性的指向、性自認等による差別的取扱いや暴力を根絶し、全ての人々が、個人として尊重されること。
- (2) 性的指向、性自認等に関する公表の自由が個人の権利として保障されること。
- (3) 全ての人々が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、その個性と能力を発揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (4) 全ての人々が、性別にかかわらず、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されること。
- (5) 学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、生涯を通じた男女平等参画意識の形成に向けた取組が行われること。

- (6) 全ての人々が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域における活動の調和の取れた生活を営むことができること。
- (7) 全ての人々が、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利を認め合い、生涯にわたって自分らしい生き方を選択できること。
- (8) 性別による差別的取扱い及び複合差別を理由として、困難な状況に置かれている人を支援するための取組が行われること。
- (9) 国際社会及び国内における男女平等参画に係る取組を積極的に理解すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、男女平等参画社会を実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、男女平等参画を推進するに当たり、市民、教育関係者、事業者等、国及び他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念に基づき、男女平等参画について理解を深めるとともに、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野の活動において、男女平等参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第 6 条 教育関係者は、男女平等参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づいた教育を行うよう努めるものとする。

2 教育関係者は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第 7 条 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、全ての人が家庭、地域及び職場における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう環境の整備に努めるものとする。

2 事業者等は、市が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(禁止事項等)

第 8 条 何人も、ドメスティック・バイオレンス等、セクシュアル・ハラスメント、性的指向、性自認等を含む性別を起因とする差別その他性別に起因するいかなる人権侵害も行ってはならない。

2 何人も、性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

3 何人も、情報の発信及び流通に当たっては、性別に起因する人権侵害に当たる表現又は固定的な役割分担の意識を助長し、是認させる表現を用いないよう十分に配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(計画の策定)

第 9 条 市は、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定し、これを公表するものとする。

2 市は、推進計画の策定に当たっては、あらかじめ第17条に規定する国立市男女平等推進市民委員会の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、原則として毎年1回、推進計画に基づく男女平等参画に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(広報啓発及び調査研究)

第10条 市は、市民、教育関係者及び事業者等に対して、男女平等参画について理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、男女平等参画の推進に関して必要な調査研究並びに情報の収集及び提供を行うものとする。

（積極的改善措置）

第11条 市は、性別による固定的な役割分担の意識があると認める場合又は性別を起因とする理由により参画する機会に不均衡があると認める場合にあっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（家庭生活と社会活動の調和）

第12条 市は、全ての人々が性別にかかわらず、家事、育児、介護等の家庭生活における活動と職場、地域、学校等における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

（女性のエンパワーメント）

第13条 市は、女性が自分自身の生活と人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できるよう、女性のエンパワーメントのために必要な支援を行うものとする。

（活動及び教育における支援）

第14条 市は、男女平等参画の推進に関する取組を行う市民及び事業者等に対し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、男女平等参画社会を支える意識の形成を図るために必要な支援を行うものとする。

（防災施策における推進）

第15条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等参画の視点を取り入れた施策の推進及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

（拠点施設の整備）

第16条 市は、男女平等参画の推進を図るための拠点施設を整備するものとする。

第3章 推進体制

(推進委員会)

第17条 男女平等参画を推進するため、市長の附属機関として、国立市男女平等推進市民委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 市における男女平等参画の推進に関すること。

(2) 推進計画の進捗状況に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女平等参画を推進する施策に関し市長が必要と認める事項。

3 委員会は、男女平等参画の推進に関し、必要と認める事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

4 委員会は、市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(苦情又は相談への対応)

第18条 市民、教育関係者及び事業者等は、市が実施する男女平等参画に関する施策に係る苦情又は相談があるときは、その旨を市に申し出ることができる。

2 市は、前項の規定による苦情又は相談の申出について、必要に応じて委員会の意見を聴いて、適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、第1項の規定による苦情又は相談の申出に対し、当該苦情を申し出た者に係る情報を保護するとともに、公平かつ適切に対応するものとする。

第4章 雑則

(委 任)

第19条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(国立市男女平等推進市民委員会条例の廃止)

2 国立市男女平等推進市民委員会条例(昭和61年3月国立市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定されている国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画については、第9条第1項に規定する推進計画とみなす。

4 この条例の施行の際、現に第2項の規定による廃止前の国立市男女平等推進市民委員会条例(以下この項において「旧条例」という。)第3条の規定により国立市男女平等推進市民委員会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第17条第4項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における、旧条例第4条に規定する国立市男女平等推進市民委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。